

## 「地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則」の一部改正（案）の概要

### 1 趣旨

神戸市では、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 3 項及び同施行令（昭和 27 年政令第 403 号。以下「令」といいます。）第 1 条第 2 項の規定を受け、「地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例」（昭和 41 年 12 月条例第 36 号）で、下水道、港湾及び新都市整備の各事業について、法の財務規定等を適用することを定めています。

財務規定等は、法第 2 条第 2 項により定義され、法第 35 条は政令への委任を定めており、令第 21 条の 15 は、「地方公営企業の業務に係る入札保証金及び契約保証金の率又は額は、管理規程で定める」と規定しています。

このたびの改正は、地方公営企業の業務に係る入札保証金及び契約保証金の率又は額を、管理規程である地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則（昭和 39 年 10 月規則第 54 号）で定めようとするものです。

### 2 改正（案）の概要

入札保証金及び契約保証金の率又は額に関する規定の追加

- ・神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号）の準用を規定します。

### 3 施行予定

公布の日